

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和8年8月13日

横浜市契約事務受任者
脱炭素・GREEN×EXPO推進局長 折居 良一郎

1 契約の概要

横浜市風力発電所（ハマウイング）の法定点検

2 履行（納品）場所

横浜市風力発電所（横浜市神奈川区鈴繁町8番地の1）

3 契約日

令和8年7月13日

4 履行日又は履行期間

令和8年7月13日から令和8年8月31日まで

5 契約金額

2,340,709円（税込み）

6 契約の相手方（名称及び所在）

株式会社 GiraffeWork

神奈川県川崎市幸区中幸町3-31-2 DAIKYO KENKI KAWASAKI BLDG. 5F

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

本業務については、当初、競争入札を実施したものの2回にわたり入札不調（応札者なし）となりました。その後も履行可能な事業者の情報収集及び調整を継続して行ってきましたが、風力発電設備の点検に対応できる事業者が限られていることから、半年点検を含む契約の締結には至りませんでした。

風力発電設備については、関係法令及び保安規程に基づき定期的な点検を実施する必要がありますが、点検実施期限が迫っており、点検を実施できない場合には、保安管理上の義務を履行できなくなるおそれがあったほか、設備異常の発見が遅れることにより設備の倒壊や損壊等の重大な支障が生じるおそれがありました。改めて競争入札を実施した場合には、契約手続に相当の日数を要することから、法定点検の実施期限までに契約を締結することが困難でした。

以上のことから、緊急に契約を締結する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

本委託内容を履行可能な事業者でかつ近隣自治体に事業所を有し、早急な対応が可能であることから選定した。

9 所管課

脱炭素・GREEN×EXPO 推進局循環型社会推進課